資料３

佐賀市立小・中学校の在り方検討委員会設置要綱

（設置）

第１条　佐賀市立小・中学校の在り方について検討し、望ましい学校教育環境を整備し、充実した学校教育の実現を目指すため、佐賀市立小・中学校の在り方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会は、佐賀市立小・中学校の在り方に関する基本的な考え方と、その実現に向けた具体的方策について検討する。

（組織）

第３条　委員会は、委員１５名以内をもって組織する。

２　委員は、学識経験者、市民、保護者、学校等の関係者で構成する。

（委員長及び副委員長）

第４条　委員会に委員長及び副委員長１人を置く。

２　委員長は委員の互選によって選出し、副委員長は委員長の指名により選出する。

３　委員長は、委員会の会務を総括する。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（招集等）

第５条　委員会は、委員長が招集し、その会議の議長となる。

２　委員長は、必要に応じて、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

（公開）

第６条　委員会は公開する。

（庶務）

第７条　委員会の庶務は、教育委員会教育総務課が行う。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は委員長が定める。

附　則

この要綱は、令和８年１月２８日から施行する。